

公益社団法人北九州貿易協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人北九州貿易協会（以下「本会」という。英文名KITAKYUSHU FOREIGN TRADE ASSOCIATION）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を北九州市小倉北区内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員相互の協調と協働をもって、北九州市及びその周辺地区における貿易、投資、その他の国際ビジネス（以下、「国際ビジネス」という。）を振興し、支援する事業を行い、地域経済の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 内外見本市、海外調査団等の活用及び内外関係団体との連携による国際的な経済交流事業
- (2) 国際ビジネスに関する情報の収集及び提供並びに調査研究及び提言事業
- (3) 国際ビジネスに関する講座、報告会、研修会、講演会、セミナー等の開催による人材育成及び啓発事業
- (4) 国際ビジネスの振興に必要な施設機能の整備及び運営事業
- (5) 国際ビジネスに関する相談及び助言事業
- (6) 海外拠点を活用した国際ビジネスに関する支援事業
- (7) 関係官公庁、関係団体等との協議及び連絡調整による連携事業
- (8) 会員相互の連絡及び協調を促進する交流事業
- (9) 公益目的施設の維持管理運営事業
- (10) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、福岡県内において行うものとする。

第3章 会員

(構成員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同して会員となった国際ビジネスに携わる個人又は法人をもって構成する。

2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(経費の負担)

第6条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費を、毎年度支払う義務を負う。

2 会費1口の金額については、総会の決議により別に定める。

3 会費についてはその2分の1以上は公益目的事業に充当するものとする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長あてに提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理由を付した退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までにその旨を通知し、当該総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) すべての会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金の不返還)

第 11 条 退会又は除名された会員が既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

第 4 章 総会

(総会の構成)

第 12 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 各事業年度の決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費に関する事
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 14 条 総会は、通常総会として毎事業年度 5 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会員に対し、総会の目的である事項並びに日時及び場所を示して、開催日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、

当該総会において会員の中から議長を選出する。

(総会の議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

2 会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(総会の定足数)

第 18 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席しなければ、開会することができない。

(総会の決議)

第 19 条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数（以下「特別決議」という。）をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のなかから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 21 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 15 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に關す

る法律上の代表理事とする。

- 3 会長以外の理事のうち、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 4 前項の副会長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別な関係がある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、法令及びこの定款で定めるところにより、本会の業務を分担して執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行するとともに、事務局を統轄して事務を処理する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。
- 5 監事は、前項の報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられないときは、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。
- 6 監事は、総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- 7 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任には、特別決議を要する。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会において別に定める役員に支払う報酬及び費用に関する規程に従う。

(責任の免除)

第 29 条 本会は、理事及び監事が負う一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項に規定する賠償責任について、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第 30 条 本会に、任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は 10 名以内とし、本会の運営に関して、会長の諮問に応ずる。
- 4 参与は 30 名以内とし、本会の運営に関して、理事会に対して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 顧問及び参与の任期については、第 26 条第 1 項から第 3 項までの規定を準用する。

第 6 章 理事会

(理事会の構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任すること

ができない。

- (1) 重要な財産の処分
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務を適正に確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（理事会の開催）

第 33 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

- 2 第 43 条に規定する承認のための理事会は、5 月に開催する。
- 3 第 42 条に規定する承認のための理事会は、3 月に開催する。
- 4 前 2 項のほか、会長が必要と認めるとき又は次の各号の一に該当するとき、理事会を開催する。
 - (1) 第 25 条第 5 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が直接招集したとき。
 - (2) 第 34 条第 2 項の規定により、理事から会長に招集の請求があったとき又は理事が直接招集したとき。
 - (3) 第 34 条第 3 項の規定により、副会長又は専務理事が招集したとき。

（理事会の招集）

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。この場合において、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられないときは、その請求をした理事は、直接理事会を招集することができる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は専務理事が理事会を招集することができる。
- 4 理事会を招集するときは、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所を示して、開催日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

（理事会の議長）

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、当該理事会において副会長の中から議長を選出する。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、開会することができない。

(理事会の決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第 23 条第 5 項に規定する報告は、この限りでない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産及び経費)

第 41 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金及び負担金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 預貯金
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他収入

2 前項に掲げる資産は、会長が、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 本会の経費は、第 1 項各号に掲げる資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、通常総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 44 条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第8章 委員会等

(委員会等)

第 45 条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委

員会及び部会を設置することができる。

- 2 委員会及び部会の委員は、理事、監事、参与及び会員並びに行政関係者及び学識経験者の中から、会長が委嘱する。
- 3 委員会及び部会に関する必要な事項は、会長が別に定め、理事会に報告する。

第9章 事務局

(事務局)

第46条 本会の事業を実施し業務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、専務理事1名が常駐するほか、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定め、理事会に報告する。

(書類及び帳簿)

第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員に支払う給与及び費用に関する規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書等
 - (9) 事業報告書及び決算関係書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) 運営組織及び事業活動の状況に関する概要記載書
 - (12) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号に掲げる帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 50 条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 51 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事	田坂良昭	岡野正敏	中村英輝	宮西健司	北川恭一
	佐藤恵和	石松秀喜	羽田野隆士	石賀康之	
監事	白川祐治	川本惣一	兼石一郎		

3 本会の最初の会長は田坂良昭、副会長は岡野正敏、中村英輝、宮西健司及び北川恭一、専務理事は佐藤恵和とする。

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1

項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。